

## 徳島県規則第三十号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 事務部局

第一節 本庁

第一款 内部組織及び分掌事務（第五条―第十三条）

第二款 職及び職務（第十四条―第十七条）

第三款 会計管理者（第十八条・第十九条）

第二節 出先機関

第一款 設置等（第二十条・第二十一条）

第二款 内部組織及び分掌事務（第二十二条―第二十四条）

第三款 職及び職務（第二十五条―第三十一条）

第三節 その他の職及び職務（第三十二条）

第三章 附属機関（第三十三条）

附則

第四条第一号中「部等」を「本庁」に改め、「この条、次章第一節、第二十六条第二項及び別表第二において」を削り、「センター等」を「出先機関」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 出先機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法第一百五十六条第一項の規定に基づき設置された行政機関（病虫害防除所を除く。）。

ロ 法第五十八条第一項の規定に基づき設置する機関であつて、第二十一条第一項に規定するもの

ハ 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設であつて、部又は口に掲げる機関を構成する機関

ニ 本庁又はイ若しくはロに掲げる機関に併置される機関（イに掲げるものを除く。）

第四条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

「第一節 部等」を「第一節 本庁」に改める。

第五条第二項の表企画総務部の項中「市町村課 地域連携課」を「市町村課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「にぎわい政策課 観光企画課 観光誘客課 万博推進課」を「観光スポーツ文化政策課 交流拠点戦略課 観光政策課」に、「文化振興課 文化資源活用課」を「文化振興課」に改め、同表生活環境部の項中「環境指導課」を「資源循

環課」に改め、同表経済産業部の項中「企業支援課 産業創生・大学連携課」を「商務戦略課 産業成長推進課 イノベーション創出課」に改め、同表農林水産部の項中「みどり戦略推進課 鳥獣対策・里山振興課」を「生産流通課 鳥獣対策課」に改め、同条第三項中「文化資源活用課」を「文化振興課」に改める。

第七条の表を次のように改める。

課	室
防災対策推進課	被災者支援推進室
政策企画課	広域行政室
人事課	行政改革室
市町村課	地域創生室
交流拠点戦略課	施設活用推進室
観光政策課	受入環境整備室
	にぎわい創出室
スポーツ振興課	スポーツ交流室
	ワールドマスターズゲームズ推進室
文化振興課	文化資源活用室
労働雇用政策課	移住交流室
医療政策課	救急・災害医療対策室
健康寿命推進課	国保運営室
産業成長推進課	産業立地戦略室
農林水産政策課	農地政策室
生産流通課	販売・物流支援室

林業振興課	木材需要・生産拡大室
農山漁村振興課	中山間地域振興室
県土整備政策課	県土強靱化推進室
都市計画課	まちづくり室
営繕課	プロジェクト室

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

第十三条中「(企画総務部にあつては、第五号に掲げるものを除く。)」を削り、同条を第十一条とし、第十四条を削る。

第十五条中「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、「、本部内にあつては本部長が」を削り、同条を第十二条とする。

第十六条中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第一項の表広域行政担当部長の項中「管財課、市町村課、地域連携課」を「政策企画課広域行政室、市町村課」に改め、同項の次に次のように加える。

交流拠点整備担当部長	観光スポーツ文化部又は知事戦略局	上司の命を受け、観光スポーツ文化部(交流拠点戦略課及び観光政策課にぎわい創出室に限る。) の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
------------	------------------	--

第十七条第一項の表交通・生活安全担当部長の項の次に次のように加える。

医療健康担当部長	保健福祉部	上司の命を受け、保健福祉部(医療政策課、徳島県出羽島診療所、徳島県立総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び徳島県精神保健福祉センターに限る。) の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
----------	-------	---

第十七条第一項の表商流・交流担当部長の項中「経済産業政策課商務流通室」を「商務戦略課」に改め、同項の次に次のように加える。

次世代農業担当部長	農林水産部	上司の命を受け、農林水産部(農林水産政策課農地政策室、生産流通課、鳥獣対策課、畜産振興課、徳島県家畜保健衛生所及び徳島県立農林水産総合技術支援センターに限る。) の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
-----------	-------	--

県土強靱化担当 部長	県土整備部	上司の命を受け、県土整備部（用地対策課、道路整備課、住宅課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、水環境整備課及び徳島県県土整備事務所に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
---------------	-------	---

第十七条第一項の表プロジェクト担当部長の項、本部長の項及び副本部長の項を削り、第二章第一節第二款中同条を第十四条とする。

第十八条第一項の表主幹の項の次に次のように加える。

専門幹	課等	上司の命を受け、特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務を処理する。
-----	----	---------------------------------------

第十八条第一項の表課長補佐の項中「、課又は本部」を「又は課」に改め、同表主査の項及び係長の項中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同表主席の項中「又は本部」を削り、同表主任の項中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

職	組織	職務
医務技監	保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。
観光地域づくり統括監	観光スポーツ文化部	上司の命を受け、観光政策及び地域のにぎわい創出に関する事項を統括整理する。
プロジェクト統括監	知事戦略局	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略局	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を総括整理する。
地域保健統括監	保健福祉部	上司の命を受け、地域保健に関する事項を総括整理する。
人権教育啓発推進センター所長	生活環境部	上司の命を受け、徳島県立人権教育啓発推進センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。

外事室長	知事戦略局	上司の命を受け、外事施策の推進に関する事務を処理する。
政策推進室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を処理する。
調整室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の重要施策の推進に向けた調整に関する事務を処理する。
航空消防防災室長	消防保安課	上司の命を受け、航空消防に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
男女共同参画総合支援センター所長	こども未来部	上司の命を受け、徳島県立男女共同参画総合支援センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
航空安全・防災調整幹	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
行政DX推進担当課長	情報政策課	上司の命を受け、デジタル技術を活用した業務改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
みなみ阿波観光振興担当課長	観光政策課	上司の命を受け、南部圏域（阿南市、那賀郡及び海部郡をいう。以下同じ。）の観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
にし阿波観光振興担当課長	観光政策課	上司の命を受け、西部圏域（美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡をいう。以下同じ。）の観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
担当課長	労働雇用政策課	上司の命を受け、労働政策に関する事務を処理する。
新技術活用担当課長	イノベーション創出課	上司の命を受け、先端的なものづくり技術の振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

家畜防疫対策担当課長	畜産振興課	上司の命を受け、家畜防疫対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
水産基盤・国営担当課長	生産基盤課	上司の命を受け、水産基盤の整備及び国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
強靱化・安全対策担当課長	道路整備課	上司の命を受け、道路施設の強靱化 <sup>じん</sup> 及び安全対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
建築指導担当課長	住宅課	上司の命を受け、建築指導に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
港湾経営担当課長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
公共入札担当課長	公共入札検査課	上司の命を受け、工事の入札の執行に関する事務を処理する。
担当課長	危機管理政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、南部圏域の危機管理に関する事務に従事する。
担当課長	危機管理政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、西部圏域の危機管理に関する事務に従事する。
担当課長	観光政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、観光政策に関する事務に従事する。
広報室長	知事戦略局	上司の命を受け、県政の情報発信に関する事務に従事する。

第十八条を第十五条とする。

第十九条中「、課等又は本部に別表第四」を「又は課等に別表第三」に改め、同条を第十六条とする。

第二十条中「、課長（第十七条第一項）を「及び課長（第十四条第一項」に改め、「及び本部長」を削り、同条を第十七条とし、第二十一条を削り、第二章第一節第三款中第二十二條を第十八條とし、第二十三條を第十九條とする。

第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名中「センター等」を「出先機関」に改める。

第三十三条の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第一項の表生活環境部の項の前に次のように加える。

企画総務部				
徳島県税局	徳島市新蔵町一丁目			
徳島県阿南地域連携事務所	阿南市富岡町	阿南市	那賀郡	
徳島県美波地域連携事務所	海部郡美波町	海部郡		
徳島県美馬地域連携事務所	美馬市脇町	美馬市	美馬郡	
徳島県三好地域連携事務所	三好市池田町	三好市	三好郡	

第三十三条第一項の表保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部				
徳島県立総合看護学校	徳島市鮎喰町二丁目			
徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町三丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡		
徳島県徳島保健所	徳島市新蔵町三丁目	徳島市		
徳島県吉野川保健所	吉野川市鴨島町	吉野川市	阿波市	
徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市	那賀郡	
徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡		
徳島県美馬保健所	美馬市穴吹町	美馬市	美馬郡	
徳島県三好保健所	三好市池田町	三好市	三好郡	

徳島県東部福祉事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
徳島県南部福祉事務所	海部郡美波町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県西部福祉事務所	三好市池田町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡

第三十三条第一項の表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島市南庄町五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 名西郡 神山町 那賀郡 海部郡 板野郡 松茂町、北島町、藍住町及び板野町
徳島県西部家畜保健衛生所	吉野川市鴨島町	吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 名西郡 石井町 板野郡 上板町 美馬郡 三好郡	
徳島県立農林水産総合技術支援センター	名西郡石井町		
徳島県徳島農林事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	
徳島県吉野川農林事務所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市	
徳島県阿南農林事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡	
徳島県美波農林事務所	海部郡美波町	海部郡	
徳島県美馬農林事務所	美馬市脇町	美馬市 美馬郡	

徳島県三好農林事務所	三好市池田町	三好市 三好郡
------------	--------	---------

第三十三条第一項の表に次のように加える。

県土整備部		徳島県徳島県土整備事務所		徳島市南末広町		徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡神山町 板野郡松茂町、北島町、藍住町及び板野町	
徳島県吉野川県土整備事務所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市 名西郡石井町	徳島県美波県土整備事務所	海部郡美波町	海部郡	徳島県美馬県土整備事務所	美馬市 美馬郡
徳島県阿南県土整備事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡	徳島県三好県土整備事務所	三好市池田町	三好市 三好郡		

第二章第三節第一款中第三十二条を第二十條とする。  
第三十四条第一項の表を次のように改める。

企画総務部	危機管理部	部		機 関	
		名称	設置の目的又は根拠法令		位置
徳島県自治研修センター	徳島県防災人材育成センター	防災意識の啓発及び知識の普及並びに防災人材の育成を図るため	板野郡北島町	徳島市南庄町	

	観光スポーツ文化部	生活環境部	こども未来部	保健福祉部
ンター	徳島県文化の森振興センター	徳島県南部環境保 全室	徳島県西部環境保 全室	徳島県立徳島学院 徳島県障害者相談 支援センター
の職員の研修を行うため	徳島県文化の森総合公園文化施設の運営を総合的に推進するため	南部圏域における環境関連施策の推進及び現地対応を円滑に行うため	西部圏域における環境関連施策の推進及び現地対応を円滑に行うため	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六号
五丁目	徳島市八万町	阿南市領家町	美馬市脇町	鳴門市大麻町 徳島市南矢三町二丁目
	阿南市 那賀郡	阿南市 海部郡	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	

		経済産業部			
	徳島県東京部		徳島県東京部	徳島県発達障がい者相談支援センター	
	徳島県東海本部		徳島県東海本部		
	徳島県関西西部		徳島県関西西部		
	物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	中央官庁その他中央各種団体との連絡折衝並びに物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項	障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項
	大阪府大阪市中央区南船場三丁目	愛知県名古屋市中区栄四丁目	東京都千代田区平河町二丁目	小松島市中田町	
富山県 石川県 福井県 長野県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島 県 沖縄県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県			

			県土整備部	
			徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター	
			阿南安芸自動車道及びこれに連結する道路の用地取得に関する事務を処理するため	
			阿南市富岡町	
			阿南市 那賀郡 海部郡	
			徳島県南部出納室	
			南部圏域に置かれた二号 <sup>かい</sup> 廨（徳島県会計規則（昭和三十一年徳島県規則第二十三号）第二条第七号）に規定する二号 <sup>かい</sup> 廨をいう。以下同じ。）に係る会計事務の指導、確認等及び工事の検査を行うため	
			阿南市富岡町	
			阿南市 那賀郡 海部郡	
			徳島県西部出納室	
			西部圏域に置かれた二号 <sup>かい</sup> 廨に係る会計事務の指導、確認等、確認等及び工事の検査を行うため	
			三好市池田町	
			美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	

第三十四条第二項の表を次のように改める。

徳島県文化	機関	
徳島県立図書館（以下「図書館」という。）	名称	法令又は条例の規定により設置された機関
徳島市八万町	位置	

の森振興センター				
徳島県立博物館（以下「博物館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立近代美術館（以下「美術館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立文書館（以下「文書館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立二十一世紀館（以下「二十一世紀館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立鳥居龍蔵記念博物館（以下「鳥居記念館」という。）	徳島市八万町			

第三十四条を第二十一条とする。  
 第三十五条第四項中「支所を」を「支所又は出張所を」に改め、同項の表を次のように改める。

機関		支所又は出張所		
		名称	位置	分担区域
徳島県税局		徳島県税局徳島支所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
		徳島県税局吉野川支所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市
		徳島県税局阿南支所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡 海部郡
		徳島県税局美波出張所	海部郡美波町	海部郡
		徳島県税局美馬支所	美馬市脇町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
		徳島県税局三好出張所	三好市池田町	三好市 三好郡
		徳島県税局自動車税支所	徳島市応神町	

徳島県食肉衛生検査所	徳島県食肉衛生検査所西部支所	美馬市脇町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島県徳島家畜保健衛生所阿南支所	阿南市日開野町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県阿南農林事務所	徳島県阿南農林事務所那賀支所	那賀郡那賀町	那賀郡
徳島県徳島県土整備事務所	徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所	鳴門市撫養町	鳴門市 板野郡松茂町及び板野町
徳島県阿南県土整備事務所	徳島県阿南県土整備事務所那賀支所	那賀郡那賀町	那賀郡

第二章第三節第二款中第三十五条を第二十二条とする。

第三十六条第一項中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六」を「別表第四」に改め、同条第三項中「センター等」を「出先機関」に、「部等」を「本庁」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定にかかわらず、主管部長において必要があると認める事務については、他の出先機関の所管区域において、当該事務を処理する出先機関を指定してこれに処理させることができる。

第三十六条を第二十三条とする。

第三十七条中「センター等」を「出先機関」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十八条第一項中「センター等」を「出先機関」に、「図書館」を「徳島県税局、徳島県地域連携事務所、図書館」に、「徳島県食肉衛生検査所」を「徳島県食肉衛生検査所、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室」に、「及び徳島県家畜保健衛生所」を「徳島県福祉事務所、徳島県東京本部、徳島県東海本部、徳島県関西本部、徳島県家畜保健衛生所、徳島県農林事務所、徳島県県土整備事務所、徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に改め、第二章第三節第三款中同条を第二十五条とする。

第三十九条第一項の表副所長の項中第六号を第七号とし、第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 徳島県美波保健所

五 徳島県東部福祉事務所

第三十九条第一項の表副所長の項に次の二号を加える。

八 徳島県徳島農林事務所

九 徳島県徳島県土整備事務所

第三十九条第一項の表副所長の項の次に次のように加える。

副局長	一 徳島県税局
-----	---------

第三十九条第一項の表次長の項中第十三号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 徳島県農林事務所

第三十九条第一項の表次長の項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十二 徳島県保健所（徳島県美波保健所を除く。）

十三 徳島県福祉事務所（徳島県東部福祉事務所を除く。）

第三十九条第一項の表次長の項中第十号を削り、第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 徳島県税局

三 徳島県地域連携事務所

第三十九条第一項の表次長の項に次の一号を加える。

十八 徳島県土整備事務所

第三十九条第一項の表次長の項の次に次のように加える。

副本部長	一 徳島県東京本部 二 徳島県東海本部 三 徳島県関西本部
------	-------------------------------------

第三十九条第二項中「副校長、副館長」を「副局長、副校長、副館長、副本部長」に改め、同条を第二十六条とする。

第四十条の表支所長の項の次に次のように加える。

出張所長	出張所	上司の命を受け、出張所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
次長	必要な支所又は出張所	上司の命を受け、支所長若しくは出張所長を補佐し、又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする事項を総括整理する。

第四十条を第二十七条とする。

第四十一条第一項中「センター等」を「出先機関」に改め、同項の表主幹の項の前に次のように加える。

企画幹	上司の命を受け、特に命ぜられた出先機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-----	---

第四十一条第一項の表課長補佐の項の次に次のように加える。

室長補佐	上司の命を受け、出先機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務に従事する。
------	--

第四十一条第二項中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第三項の表に次のように加える。

副工事検査幹	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査員	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
副工事検査員	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査主席	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、工事の検査に関する相当の知識又は経験を必要とする事務に従事する。

第四十一条を第二十八条とする。

第四十二条中「第三十八条」を「第二十五条」に、「センター等」を「出先機関」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第二十九条とし、第四十二条を削り、第四十四条を第三十条とする。

第四十五条中「センター等」を「出先機関」に改め、同条を第三十一条とする。

第二章中第三節を第二節とし、第四節を削る。

第五十六条第一項中「第十七条から第十九条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十八条から第四十二条まで及び第五十条から第五十三条」を「第十四条から第十六条まで及び第二十五条から第二十九条」に改め、第二章第五節中同条を第三十二条とする。

第二章第五節を同章第三節とする。

第五十七条中「別表第八」を「別表第五」に改め、第三章中同条を第三十三条とする。別表第一中「(第十一条関係)」を「(第九条関係)」に改める。

別表第二中「(第十二条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表危機管理政策課の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

五 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

別表第二防災対策推進課の項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第十号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 徳島県命を守るための大規模災害対策基金に関すること。

別表第二防災対策推進課の項中第十一号を第九号とし、同項第十二号中「（総合県民局の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第十号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項中第十三号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関する事。

十三 徳島県災害医療推進基金に関する事。

別表第二防災対策推進課の被災者支援推進室の項第十四号及び第十五号を削り、同表政策企画課の項を次のように改める。

政策企画課	<p>一 県の行政の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 行政書士に関する事。</p> <p>三 宗教法人に関する事。</p> <p>四 県民の褒賞に関する事。</p> <p>五 政策要望に関する事。</p> <p>六 県の総合計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>七 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関する事。</p> <p>八 企画総務部の庶務事務の処理に関する事。</p> <p>九 徳島県総合計画審議会に関する事。</p> <p>十 徳島県公益認定等審議会の総括に関する事。</p> <p>十一 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に属しない事務で部内の他課の分掌に属しない事。</p>
広域行 政室	<p>十二 地方分権の推進に関する事。</p> <p>十三 知事会議に関する事。</p> <p>十四 広域連合に係る総合的な連絡調整に関する事。</p> <p>十五 国土形成計画及び連携施策に関する事。</p>

別表第二法制監察課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同表人事課の項を次のように改める。

人事課	<p>一 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。</p> <p>二 職員の研修に関する事。</p> <p>三 職員の給与及び勤務条件に関する事（総務事務管理課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 職員の定数に関する事。</p> <p>五 職員の勤務発明に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 職員団体に関する事。</p> <p>七 徳島県特別職報酬等審議会及び徳島県職員委員会に関する事。</p> <p>八 徳島県職員倫理審査会に関する事（職員厚生課の分掌に属する</p>
-----	--

	<p>ものを除く。）。 九 徳島県自治研修センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p>
<p>行政改革室</p>	<p>十 行政改革に関すること。 十一 行政組織に関すること。 十二 権限の配分に関すること。 十三 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の施行に関すること。</p>

別表第二管財課の項第二号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同表市町村課の項を次のように改める。

<p>市町村課</p>	<p>一 市町村等（市町村又は市町村若しくは市町村のみが加入する地方公共団体の組合で組織する地方公共団体の組合をいう。以下この項において同じ。）の行政及び財政に関すること。 二 市町村職員共済組合に関すること。 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関すること。 四 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。 五 市町村等の地方公務員に対する当該地方公務員の任命権者の依頼を受けた研修の実施に関すること。 六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。） 七 市町村等の地方債に関すること。 八 市町村の地方交付税及び地方特例交付金の算定及び検査に関すること。 九 地方税法に基づき知事が行う市町村税に関する権限の行使に関すること。 十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百四号）の施行に関すること。 十一 市町村の設立に係る土地開発公社に関すること。 十二 徳島県選挙管理委員会に関すること。 十三 自治紛争処理委員及び徳島県固定資産評価審議会に関すること。</p>
<p>地域創生室</p>	<p>十四 市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。 十五 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 十六 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。</p>

十七	とくしま集落再生プロジェクトの推進に関する事。
----	-------------------------

別表第二地域連携課の項を削り、同表情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 情報通信技術に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。</li> <li>二 情報通信基盤の整備の推進に関する事。</li> <li>三 電子自治体の推進に関する事。</li> <li>四 行政情報化に係る施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>五 全庁的な情報システムの開発及び運用等に関する事。</li> <li>六 行政手続のオンライン化に関する事。</li> <li>七 革新的な技術を活用した業務改革に関する事。</li> </ul>
-------	---

別表第二にぎわい政策課の項から観光誘客課の項までを次のように改める。

観光スポーツ文化政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 観光、スポーツ及び文化の一体的な振興並びににぎわいの創出の総合的な企画及び調整に関する事。</li> <li>二 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道に関する事。</li> <li>三 観光スポーツ文化部の庶務事務の処理に関する事。</li> </ul>
交流拠点戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 新ホールの整備に関する事。</li> <li>二 アリーナの整備に関する事。</li> <li>三 スポーツ関連施設に関する事。</li> <li>四 徳島県立産業観光交流センター、徳島県立美馬野外交流の郷、徳島県立島野鳥公園、徳島県立あすたむらんどその他県の観光交流に係る施設に関する事。</li> </ul>
施設活用推進室	

観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 観光に関する施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>二 観光資源の創出及び活用に関する事。</li> <li>三 観光振興基本計画に関する事。</li> <li>四 観光統計及び観光調査に関する事。</li> <li>五 観光関連施設等の整備に関する事。</li> <li>六 観光関係団体の育成指導に関する事。</li> <li>七 旅行業に関する事。</li> <li>八 観光誘客の促進に関する事。</li> <li>九 徳島県観光審議会に関する事。</li> </ul>
受入環境整備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>十 観光客の受入環境に関する事。</li> <li>十一 航空ネットワークの整備に関する事。</li> <li>十二 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する事。</li> </ul>

<p>ること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。</p> <p>十三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。</p> <p>十四 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。</p> <p>十五 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。</p>	<p>室 い 創 出</p>

別表第二万博推進課の項を削り、同表スポーツ振興課の項及び文化振興課の項を次のように改める。

<p>スポーツ振興課</p>	<p>スポーツ交流室</p>	<p>一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。</p> <p>二 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。</p> <p>三 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>四 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。</p> <p>五 スポーツ交流の推進に関すること。</p> <p>六 プロスポーツに係る総合調整に関すること。</p> <p>七 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。</p>
<p>文化振興課</p>	<p>一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 文化関係団体に関すること。</p> <p>三 芸術文化活動の振興に関すること。</p> <p>四 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。</p> <p>五 世界遺産への登録に向けた活動に関すること（鳴門の渦潮に係るものに限る。）。</p> <p>六 徳島県文化創造審議会に関すること。</p> <p>七 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。</p>	

<p>文化資 源活用 室</p>	<p>八 文化財の保護及び活用に関すること。  九 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関すること（文化振興課の分掌に属するものを除く。）  十 銃砲刀剣類の登録審査等に関すること。  十一 徳島県文化財保護審議会及び徳島県銃砲刀剣類登録審査委員に関すること。  十二 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関すること。</p>
--------------------------	--

別表第二文化資源活用課の項を削り、同表安全衛生課の項第三十一号中「観光誘客課」を「観光政策課受入環境整備室」に改め、同表サステナブル社会推進課の項第六号中「環境首都とくしま・未来創造憲章」を「気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「及び総合県民局県土整備部」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表環境指導課の項の項名を「資源循環課」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること。  
別表第二ことも未来政策課の項に次の二号を加える。

八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

九 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること。  
別表第二ことも家庭支援課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、同表経済産業政策課の項を次のように改める。

<p>経済産業政 策課</p>	<p>一 経済産業行政の総合的な企画及び調整に関すること。  二 産業情報の収集及び提供に関すること。  三 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他商工団体に関すること。  四 公益財団法人とくしま産業振興機構に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）  五 経済産業部の庶務事務の処理に関すること。</p>
---------------------	---

別表第二経済産業政策課の項の次に次のように加える。

<p>商務戦略課</p>	<p>一 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。  二 物産の振興及び販路拡張に関すること。  三 伝統工芸品の販路拡張に関すること。  四 県人会等関係団体に関すること。  五 徳島県東京本部、徳島県東海本部及び徳島県関西本部の庶務事務</p>
--------------	---

に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二企業支援課の項の項名を「産業成長推進課」に改め、同項第三号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表企業支援課の新産業立地室の項の項名を「産業立地戦略室」に改め、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業創生・大学連携課の項の項名を「イノベーション創出課」に改め、同表みどり戦略推進課の項の項名を「生産流通課」に改め、同表鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「鳥獣対策課」に改め、同項中第四号から第八号までを削り、第九号を第四号とし、同表畜産振興課の項第十二号中「徳島県家畜防疫衛生センター」を「徳島県家畜保健衛生所」に改め、同表林業振興課の項を次のように改める。

木材需要・生産拡大	林業振興課
<p>十八 森林病虫害等の防除に関すること。</p> <p>十九 森林災害予防の啓発に関すること。</p> <p>二十 林業用の種苗及び育種に関すること。</p>	<p>一 林業の振興並びに森林及び林業に関する総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 森林計画に関すること。</p> <p>三 森林及び林業の統計に関すること。</p> <p>四 林業技術の普及、指導及び研修に関すること。</p> <p>五 特用林産物の生産奨励に関すること。</p> <p>六 林業金融に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>七 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）の施行に関すること。</p> <p>八 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること。</p> <p>九 環境緑化に関すること（都市緑化に係るものを除く。）。</p> <p>十 地球温暖化の防止対策に関すること（森林の保全の推進等に係るものに限る。）。</p> <p>十一 スマート林業の推進に関すること。</p> <p>十二 県営林及び公団造林に関すること。</p> <p>十三 公有林に関すること。</p> <p>十四 入会林野等に関すること。</p> <p>十五 徳島県森林整備担い手対策基金、徳島県森林整備地域活動支援基金及び徳島県公有林化等推進基金に関すること。</p> <p>十六 徳島県森林審議会に関すること。</p> <p>十七 徳島県立神山森林公園及び徳島県立高丸山千年の森に関すること。</p>

室	<ul style="list-style-type: none"> <li>二十一 造林及び保育に関すること。</li> <li>二十二 素材生産に関すること。</li> <li>二十三 林業労働者対策に関すること。</li> <li>二十四 森林組合に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>二十五 木材産業の振興に関すること。</li> <li>二十六 木材の利用促進に関すること。</li> <li>二十七 徳島県貯木場及び徳島県立木のおもちゃ美術館に関すること。</li> </ul>
---	---

別表第二農山漁村振興課の項を次のように改める。

農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 農村の整備に関すること。</li> <li>二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の施行に関すること（農林水産政策課及び生産基盤課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>三 土地改良財産の管理及び処分に関すること。</li> <li>四 農林水産部に属する工事の入札の制度に関すること。</li> <li>五 国土調査に関すること。</li> <li>六 農山漁村振興課、生産基盤課及び森林土木・保全課の庶務事務の処理に関すること。</li> </ul>
中山間地域振興室	<ul style="list-style-type: none"> <li>七 中山間地域の振興に関すること。</li> <li>八 農泊の推進に関すること。</li> <li>九 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）の施行に関すること。</li> <li>十 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関すること。</li> <li>十一 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の施行に関すること。</li> <li>十二 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の施行に関すること。</li> <li>十三 多面的機能支払制度に関すること。</li> <li>十四 中山間地域等直接支払制度に関すること。</li> <li>十五 徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金に関すること。</li> </ul>

別表第二県土整備政策課の項を次のように改める。

県土整備政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 県土整備行政の総合的な企画及び調整に関すること。</li> <li>二 県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金に関すること。</li> </ul>
---------	---

<p>県土強 靱化推 進室</p>	
<p>五 県土の強靱化の推進に係る特命事項に関する事 項。</p>	<p>三 県土整備政策課、建設管理課及び用地対策課の庶務事務の処理に 関する事項。 四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に規定するあつせ ん委員及び仲裁委員に関する事 項。</p>

別表第二建設管理課の項第一号中「（総合県民局の県土整備部を含む。以下この項にお  
いて同じ。）」を削り、同表住宅課の項第十号中「徳島県東部県土整備局及び総合県民局  
」を「徳島県県土整備事務所」に改める。  
別表第三を削る。  
別表第四中「（第十九条、第三十条、第四十二条、第五十三条関係）」を「（第十六条  
、第二十九条関係）」に改め、同表を別表第三とし、別表第五を削る。  
別表第六中「センター等」を「出先機関」に、「（第三十六条関係）」を「（第二十三  
条関係）」に改め、同表徳島県自治研修センターの項の次に次のように加える。

<p>徳島県地域 連携事務所</p>	<p>徳島県県税 局</p>
<p>一 市町村及び地域団体等と連携して行う地域振興等に関する事 項。 二 県民センターの管理運営に関する事 項。</p>	<p>一 県税（これに伴う徴収金を含む。）の賦課徴収及び過料の徴収に 関すること（徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号） の定めるところにより徳島県県税局長が知事の権限の委任を受け ているものに限る。）。 二 他の都道府県との間の徴収の嘱託及び委託に関する事 項。 三 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付に関する事 項。 四 利子割の精算に関する事 項。 五 地方消費税の清算に関する事 項。 六 自動車税証紙の売渡し及び売りさばき手数料の交付に関する事 項。 七 自動車税証紙代金収納計器始動票札及び取扱手数料の交付並びに 収納計器取扱者の誤表示に係る金額の還付に関する事 項。 八 自動車税に係る徳島県証紙収入特別会計に関する事 項。 九 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関する事 項。 十 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関する事 項。 十一 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎並びに関係公舎 の管理に関する事 項。 十二 会計に関する事 項。 十三 その他特に命ぜられた事 項。</p>

- 三 広報及び広聴に関すること。
- 四 県民相談に関すること。
- 五 旅券の交付に関すること。
- 六 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等の保安に関すること。
- 七 出先機関の庁舎及び関係公舎の管理に関すること（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）。
- 八 小学校及び中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員（次号において「職員」という。）の旅費に係る予算の執行に関すること。
- 九 職員のうち徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第二項に規定する臨時的任用学校職員（小学校又は中学校の臨時的任用学校職員であつて、電子計算組織による給与計算事務の処理対象となるものを除く。）の給与に係る予算の執行に関すること。
- 十 危機管理政策課、観光政策課、徳島県県税局、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室、徳島県保健所、徳島県福祉事務所、徳島県農林事務所、徳島県県土整備事務所、徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の庶務事務の処理に関すること（本庁及びこれらの出先機関の分掌に属するものを除く。）。
- 十一 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県立保健製薬環境センターの項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全室 及び徳島県西部環境保全室	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 食品表示法の施行に関すること（徳島県保健所の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>二 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の施行に関すること。</li> <li>三 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。</li> <li>四 住宅、水道、下水道その他の環境の衛生に関すること。</li> <li>五 生活環境の保全及び地域環境対策に関すること。</li> <li>六 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する監視、測定及び検査に関すること。</li> <li>七 廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること。</li> <li>八 浄化槽法の施行に関すること（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>九 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。</li> <li>十 自動車リサイクルに関すること。</li> <li>十一 建設リサイクルに関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に関することに限る。）。</li> <li>十二 自然保護及び自然公園に関すること。</li> </ol>
----------------------------	--

十三 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県保健所の項を次のように改める。

徳島県保健

所

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 各種圏域計画の策定に関すること。
- 三 住宅、水道、下水道その他の環境の衛生に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 四 徳島県生活環境保全条例の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 五 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する監視、測定及び検査に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 六 廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 七 浄化槽法の施行に関すること（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 八 医療法の施行に関すること。
- 九 医療安全相談に関すること。
- 十 食の安全・安心に関すること。
- 十一 食品表示法の施行に関すること（健康の保護及び増進に係るものに限る。）。
- 十二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
- 十四 献血に関すること。
- 十五 食品衛生に関すること。
- 十六 乳肉衛生に関すること。
- 十七 狂犬病予防法の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所を除く。）。
- 十八 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所を除く。）。
- 十九 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること。
- 二十 保健衛生に係る試験及び検査に関すること。
- 二十一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 二十二 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 二十三 療育医療等が必要な児童等に対する医療及び療養の給付に関すること。

	<p>二十四 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</p> <p>二十五 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。</p> <p>二十六 健康増進法、栄養士法及び調理師法の施行に関すること。</p> <p>二十七 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。</p> <p>二十八 徳島県南部環境保全室の庶務事務の処理に関すること（本庁及び徳島県地域連携事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県阿南保健所に限る。）。</p> <p>二十九 徳島県感染症診査協議会に関すること（徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所及び徳島県三好保健所に限る。）。</p> <p>三十 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。</p> <p>三十一 その他特に命ぜられたこと。</p>
--	--

別表第六徳島県保健所の項の次に次のように加える。

<p>徳島県福祉事務所</p>	<p>一 高齢者福祉、身体障害者福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉、知的障害者福祉及び発達障害者支援に関すること。</p> <p>二 児童の福祉に関する市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに附随する業務に関すること。</p> <p>三 その他児童の福祉に関すること。</p> <p>四 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>五 災害救助に関すること。</p> <p>六 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関すること。</p> <p>七 配偶者からの暴力を受けた者等の保護に関すること。</p> <p>八 社会福祉に関する統計及び調査に関すること。</p> <p>九 民間社会福祉事業の育成指導に関すること。</p> <p>十 戦傷病者福祉及び遺族等援護に関すること。</p> <p>十一 青少年対策に関すること。</p> <p>十二 社会福祉施設等の指導監査に関すること。</p> <p>十三 人権問題に関すること。</p> <p>十四 生活保護法の施行に関すること。</p> <p>十五 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。</p> <p>十六 その他地域住民の福祉に関すること。</p> <p>十七 その他特に命ぜられたこと。</p>
<p>徳島県東京本部、徳島県東海本部</p>	<p>一 担当区域における県と関係機関との連絡に関すること。</p> <p>二 県と中央諸官庁その他中央各種団体との連絡に関すること（徳島県東京本部に限る。）。</p>

<p>及び徳島県 関西本部</p>	<p>三 県内各種団体と中央各種団体との必要な連絡に関する事（徳島県東京本部に限る。）。</p> <p>四 県と関西広域連合との連絡に関する事（徳島県関西本部に限る。）。</p> <p>五 物産の販売あつせん、販路の拡張及び紹介宣伝に関する事。</p> <p>六 県外物産の購入あつせん及び紹介に関する事。</p> <p>七 市況調査、企業の動向調査、商事取引の調査その他情報の収集及び連絡に関する事。</p> <p>八 観光の紹介宣伝及びあつせんに関する事。</p> <p>九 企業及び工場の誘致に関する紹介宣伝並びに情報の収集及び連絡に関する事。</p> <p>十 県人会等関係団体に関する事。</p> <p>十一 外部における人材の発掘に関する事。</p> <p>十二 その他特に命ぜられた事。</p>
-----------------------	--

別表第六徳島県家畜防疫衛生センターの項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「林業」を削り、同項第十一号中「又は林業」を削り、同項第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「農山漁村未来創造事業」を「農林水産業の設備投資の支援」に改め、同項を同項第十七号とし、同項第十九号を第十八号とし、同項の次に次のように加える。

<p>徳島県農林 事務所</p>	<p>一 農地法の施行に関する事（徳島県阿南農林事務所、徳島県美波農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。</p> <p>二 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事（徳島県阿南農林事務所、徳島県美波農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。</p> <p>三 市町村農業委員会に関する事。</p> <p>四 担い手への農地集積に関する事。</p> <p>五 農業協同組合及び農事組合法人等に関する事。</p> <p>六 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事。</p> <p>七 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>八 とくしま農山漁村未来投資事業に関する事（水産関係事業を除く。）。</p> <p>九 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>十 多面的機能支払制度に関する事。</p> <p>十一 環境保全型農業直接支払制度に関する事。</p> <p>十二 農産物等の安全性の確保及び生産履歴の管理対策に関する事。</p>
----------------------	---

- 十三 種苗法の施行に関する事（指定種苗の生産等に関する基準の遵守状況の確認並びに指定種苗の品質確保のための助言及び指導に係るものに限る。）。
- 十四 主要農作物及び園芸等の振興並びに農林水産物の流通に関する事。
- 十五 地域農業の振興等に係る啓発及び指導に関する事。
- 十六 協同農業普及事業に関する事（教育研修に関する事を除く。）。
- 十七 農業支援センターの運営に関する事。
- 十八 認定農業者等担い手育成対策に関する事。
- 十九 新規就農促進対策に関する事。
- 二十 野生鳥獣による農作物被害の防止に関する事。
- 二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事（徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。
- 二十二 環境保全型農業の推進に関する事。
- 二十三 畜産業の振興並びに畜産物の加工及び流通に関する事。
- 二十四 草地及び飼料に関する事（飼料の品質改善、検査及び取締りに関する事を除く。）。
- 二十五 漁港及び漁港海岸の管理に関する事（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）。
- 二十六 土地改良法の施行に関する事。
- 二十七 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- 二十八 ほ場整備に関する事。
- 二十九 かんがい排水事業及び集落排水事業に関する事。
- 三十 農地保全に係る災害復旧事業に関する事。
- 三十一 海岸法の施行に関する事（漁港海岸区域（工事に係るものを除く。以下同じ。）及び農地海岸区域に係るものに限る。）（漁港海岸区域に係るものにあつては徳島県美波農林事務所、農地海岸区域に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所に限る。）。
- 三十二 地すべり等防止法の施行に関する事（耕地及び林野に係るものに限る。）。
- 三十三 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事（耕地及び林野に係るものに限る。）。
- 三十四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する事。
- 三十五 林業及び木材産業の振興に関する事。
- 三十六 森林組合に関する事。

- 三十七 森林整備事業及び治山事業に関すること。
- 三十八 林業に関する技術及び知識の普及に関すること。
- 三十九 林地開発及び保安林に関すること。
- 四十 森林災害予防の啓発に関すること。
- 四十一 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項第一号中「一般国道五十五号牟岐バイパス並びに阿南安芸自動車道」を「これ」に改め、「一般国道百九十五号及び」を削り、同表に次のように加える。

徳島県県土整備事務所	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 建設業法の施行に関すること。</li> <li>二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>三 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること。</li> <li>四 土地収用に関すること。</li> <li>五 国土交通省所管に係る国有財産に関すること。</li> <li>六 公共土木工事に必要な土地等の取得及び使用並びにこれらに伴う損失補償に関すること。</li> <li>七 砂防に関すること。</li> <li>八 地すべり等の防止に関すること。</li> <li>九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。</li> <li>十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。</li> <li>十一 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。</li> <li>十二 道路法の施行に関すること。</li> <li>十三 その他道路に関すること。</li> <li>十四 都市計画法の施行に関すること。</li> <li>十五 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の施行に関すること。</li> <li>十六 都市公園に関すること。</li> <li>十七 徳島県屋外広告物条例の施行に関すること。</li> <li>十八 生活排水対策の企画及び調整に関すること。</li> <li>十九 下水道事業に関すること。</li> <li>二十 自然公園に係る土木工事の施行に関すること。</li> <li>二十一 河川法の施行に関すること。</li> <li>二十二 ダム及びその附属施設の管理に関すること。</li> <li>二十三 海岸法の施行に関すること（漁港海岸区域（工事に係るものを除く。）及び農地海岸区域に係るものを除く。）。</li> <li>二十四 砂利採取法の施行に関すること。</li> </ul>	

<p>徳島県南部 出納室及び 徳島県西部 出納室</p>	
<p>一 二号扉<sup>か</sup>に係る現金（現金に代えて納付させる証券を含む。）の出納及び保管、小切手の振出し、現金の記録管理並びに支出負担行為の確認に関する事。 二 二号扉<sup>か</sup>における会計事務の指導に関する事。</p>	<p>二十五 採石法の施行に関する事。 二十六 その他河川及び海岸に関する事。 二十七 水防法の施行に関する事。 二十八 水防無線通信に関する事。 二十九 港湾法の施行に関する事。 三十 徳島県港湾施設管理条例の施行に関する事。 三十一 港湾工事及び水産基盤整備工事の施行に関する事。 三十二 水産基盤及び漁港海岸に係る施設機能の維持に関する事。 三十三 災害土木事業に関する事。 三十四 国庫補助及び県費補助に係る市町村の行う土木工事に関する事。 三十五 建築基準法の施行に関する事。 三十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事。 三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する事。 三十八 浄化槽法の施行に関する事（浄化槽工事及び浄化槽工事業並びに特定行政庁の権限に係るものに限る。）。 三十九 建築士法の施行に関する事。 四十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（保険締結状況等の届出及び申請等に係るものに限る。）。 四十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。 四十二 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の施行に関する事。 四十三 市町村の公営住宅及び改良住宅に関する事。 四十四 徳島県農林事務所（徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所を除く。）に係る工事の入札及び契約に関する事（徳島県徳島県土整備事務所及び徳島県吉野川県土整備事務所を除く。）。 四十五 徳島県阿南農林事務所の庶務事務の処理に関する事（本庁及び徳島県地域連携事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県阿南県土整備事務所に限る。）。 四十六 その他特に命ぜられた事。</p>

- 三 工事の検査に関すること。
- 四 その他特に命ぜられたこと。

別表第六を別表第四とし、別表第七を削る。  
 別表第八中「(第五十七条関係)」を「(第三十三条関係)」に改め、同表中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四	徳島県公益認定等審議会	企画総務部政策企画課及び公益法人若しくは移行政法人又は公益信託を所管する課等
---	-------------	--

別表第八第十三号中「観光スポーツ文化部観光企画課」を「観光スポーツ文化部観光政策課」に改め、同表第十六号及び第十七号中「観光スポーツ文化部文化資源活用課」を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室」に改め、同表第二十六号中「生活環境部環境指導課」を「生活環境部資源循環課」に改め、同表中第三十三号を削り、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二	徳島県いじめ問題調査委員会	こども未来部こども未来政策課
-----	---------------	----------------

別表第八第五十三号中「経済産業部企業支援課」を「経済産業部産業成長推進課」に改め、同表を別表第五とする。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。